## (独立行政法人水資源機構)

(独立行政法人水資源機	<u>作用 /</u>										
契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにそ の所属する部局の名称及 び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根 拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約に よらざるを 得ない場合 の根拠区分	備考
大網揚水機場特別高圧受変電設備応急復旧工事 (千葉県大網白里市池田4 55 大網揚水機場) 平成25年10月3日~平成 26年2月20日 電気工事	千葉用水総合管理所 千葉用水総合管理所長 子安 幸雄 (千葉県八千代市村上)	平成26年2月12日	(株)東芝 (東京都港区芝浦)	水運用に多大な影響を及ぼす揚水ポンプの断路器が焼損したため、可及的速やかに機能回復する必要があるため(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	5,428,500	5,250,000	96.7%	ı	水運用に多大な影響を及ぼす揚水ポンプの断路器が焼損したため、可及的速やかに機能回復する必要があるため。	13	
(千葉県香取市沢地先外) 平成25年4月30日~平成	千葉用水総合管理所 千葉用水総合管理所長 子安 幸雄 (千葉県八千代市村上)	平成26年2月12日	(千葉県香取郡多古 町多古)	北総東部用水施設西幹線第3工区付 近並びに八日市場線八日市場第1分 水工付近から漏水が発生したため、漏 水箇所の特定及び応急復旧を可及的 速やかに行う必要があるため(工事請 負契約の事務処理要領第5条第4項 第三号)	20,653,500	20,475,000	99.1%		北総東部用水施設西幹線第3工 区付近並びに八日市場線八日市 場第1分水工付近から漏水が発 生したため、漏水箇所の特定及び 応急復旧を可及的速やかに行う 必要があるため。	13	
次城県稲敷巾浮島地先	分任契約職 利根川下 流総合管理所長 福井 正泰 (茨城県稲敷市上之島)	平成26年1月24日	(株)鈴徳 千葉県香取市九美上	妙岐の鼻に設置されている木道は、本年10月の台風26号による霞ヶ浦の水位上昇と波浪により広範囲に破損したことから利用者への安全を確保するため緊急的に補修工事を実施したものである。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	3,076,500	3,024,000	98.3%	ı	妙岐の鼻に設置されている木道は、本年10月の台風26号による霞ヶ浦の水位上昇と波浪により広範囲に破損したことから利用者への安全を確保するため緊急的に補修工事を実施したものである。	13	
	分任契約職 愛知用水 総合管理所長 石村 忍 (愛知県愛知郡東郷町)	平成26年1月23日	(株)大河建設 (長野県木曽郡木曽 町福島元橋)	本工事は貯水池の水位が下がる非灌 漑期に貯砂ダムを補修するため、一般 競争の入札公告を2回、指名競争入 札の手続きを1回実施したが、いずれ も入札不調に終わり、また、護岸工取 付部の浸食の拡大が確認された状況 において、来年の非灌漑期まで放置す ることはできないため、緊急工事として 実施したものである。(工事請負契約 の事務処理要領第5条第4項第三号)	16,369,500	15,540,000	94.9%	ı	本工事は貯水池の水位が下がる 非灌漑期に貯砂ダムを補修する ため、一般競争の入札公告を2 回、指名競争入札の手続きを1回 実施したが、いずれも入札不調に 終わり、また、護岸工取付部の浸 食の大が確認された状況におい て、来年の非灌漑期まで放置する ことはできないため、緊急工事とし て実施したものである。	13	

	分任契約職 豊川用水 総合事業部長 伊藤保 裕(愛知県豊橋市今橋 町)	平成26年2月4日	三菱重工鉄構エンジ ニアリング(株)中部 営業所 (愛知県名古屋市中 区)	本工事は、牟呂松原頭首工調節ゲート(Aゲート・右岸側)電動機周辺の異音及び異常振動に対処するための応急復旧工事である。調節ゲートの不具合は洪水調節に支障をきたすため、出水時期までに復旧作業を終える必要がある。当該業者は当設備を納入した「川崎・川重特定建設工事共同企業体」の構成員であり、緊急を要する場合の契約手続により当該業者と随意契約とするものである。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	7,434,000	7,245,000	97.5%	-	本工事は、年呂松原頭首工調節ゲート(Aゲート・右岸側)電動機周辺の異音及び異常振動に対処するための応急復旧工事である。調節ゲートの不具合は洪水調節に支障をきたすため、出水時期までに復旧作業を終える必要がある。当該業者は当設備を納入した「川崎・川重特定建設工事共同企業体」の構成員であり、緊急な対応が可能であることから、緊急り当該業者と随意契約とするものである。	13	
旧吉野川河口堰閘門内梯子整備工事 (徳島県板野郡松茂町中喜来) 平成26年1月31日~平成26年3月31日	分任契約職 旧吉野川河口堰管理所長 徳重 誠二 (徳島県徳島市川内町 榎瀬)	平成26年1月30日	(株)ミトモ製作所 (徳島県徳島市昭和 町)	本工事は、安全対策として、旧吉野川河口堰閘門内の梯子の整備を行うものである。施工場所から徳島市、鳴門市、板野郡にある業者に対して指名競争の契約手続きを3回実施したが、当該業者のみの応札となった。「入札に付しても入札者又は落札者がないとき」の理由で随意契約を行ったものである。(工事請負事務処理要領第5条第4項第7号)	4,945,500	3,990,000	80.7%	ı	本工事は、安全対策として、旧吉野川河口堰閘門内の梯子の整備を行うものである。施工場所から徳島市、鳴門市、板野郡にある業者に対して指名競争の契約手続きを3回実施したが、当該業者のみの応札となった。「入札に付しても入札者又は落札者がないとき」の理由で随意契約を行ったものである。	16	
矢木沢ダム基礎排水孔維 持工事 (群馬県利根郡みなかみ町 藤原) 平成26年2月11日〜平成 26年4月21日 グラウト工事	管理所長 薬師寺 公文	平成26年3月28日	日本基礎技術(株)北 関東営業所 (群馬県前橋市高井 町)	平成24年12月矢木沢ダム定期検査において確認された漏水量の増加について、平成25年6月下旬に実施したアーチダムの専門家による技術指導を踏まえて平成25年8月中旬に、閉閉している基を排水孔についてリボーダムの貯水位運用は例年12月下旬からダム下流への利水補給が開始され、以降融号に伴い4月下位切頂満水を迎えるでは、関連であることから、貯水位が低い3月末までに完了する必要があるため(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)(平成25年11月に十分制定がいずれも入札不成25年12月に指名競争入札に付したがいずれも入札不調であった。)	7,203,600	6,847,200	95.1%	1	平成24年12月矢木沢ダム定期 検査において確認された漏水量 の増加について、平成25年6月 下旬に実施したアーチダムの専門家による技術指導を踏まえている 基礎排水孔についてリボーリングを行うことを決定した。矢木沢ダムの貯水位運用は例年12月下旬からダム下流への利水補給が位別始され、3月中旬頃最も貯水位が低くなるが、以降融雪に伴い4月下旬頃満水を迎える。リボーリング貯水位が高い状況下では困難であることから、貯水位があるため。	13	

大和田機場外塵芥処理作業 (千葉県八千代市村上) 平成25年10月15日~平成 26年3月14日 その他工事	分任契約職 千葉用水 総合管理所長 子安 幸 雄 (千葉県八千代市村上)	平成26年3月7日	第進産業(株) (千葉県印西市岩戸)	台風26号による洪水排水の最中、水草等がポンプのスクリーンに漂着したことにより、ポンプ運転の妨げとなり、緊急停止などの障害発生の危険性があるため(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	3,580,500	3,248,700	90.7%	-	台風26号による洪水排水の最中、水草等がポンプのスクリーンに漂着したことにより、ポンプ運転の妨げとなり、緊急停止などの障害発生の危険性があるため。	13	
電算室雨漏対策工事 茨城県稲敷市上之島311 2 平成25年10月24日~平 成26年3月31日 建築一式工事	分任契約職 利根川下 流総合管理所長 福井 正泰 (茨城県稲敷市上之島)	平成26年3月6日	中山技研(株) (茨城県土浦市永国)	本工事は、平成25年10月16日に台風26号による降雨により3F電算室に雨漏りが発生したため、雨漏り改修を行うものである。電算室には、電流装置が設置されており、装置に水がかかるとショートし装置が破損する恐れがあることから、緊急に対応する必要がある。よって「緊急を契約等の手続きに基づき契約等の手続きに基づき収り調査した結果、当該業者と契約締結するものである。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	3,465,000	3,150,000	90.9%	-	本工事は、平成25年10月16日に台風26号による降雨により3F電算室に雨漏りが発生したため、雨漏り改修を行うものである。電算室には、電源装置が設置されており、装置に水がかかるとショーと装置が破損する恐れがあることから、緊急に対応する必要がある。よって、「緊急を要す約等の手続きを行うものである。業者選定に成績上がでまることが可能が関き取り編結するものである。	13	
板山揚水機場ポンプ設備 障害緊急対応 (愛知県常滑市樽水) 平成26年2月7日~平成26 年5月30日 機械設備工事	分任契約職 愛知用水 総合管理所長 石村 忍 (愛知県愛知郡東郷町)	平成26年3月31日	(株)荏原製作所 中部支社 (愛知県名古屋市中区栄)	板山揚水機場のポンプ設備は農業用水を送水するための施設であるが、吐水槽水位計の光送受信機異常によりポンプが自動運転できず、送水できない状況にあり、至急復旧する必要があるため、緊急に契約をした。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	5,972,400	5,832,000	97.6%	-	板山揚水機場のポンプ設備は農業用水を送水するための施設であるが、吐水槽水位計の光送受信機異常によりポンプが自動運転できず、送水できない状況にあり、至急復旧する必要があるため、緊急に契約をした。	13	
豊川サイホン漏水に関する 調査等工事 (愛知県新城市有海地内) 平成26年1月6日~平成26 年3月20日 土木一式工事	分任契約職 豊川用水 総合事業部長 伊藤保 裕 (愛知県豊橋市今橋町)	平成26年3月18日	(株)森組 (大阪府大阪市中央 区道修町)	漏水箇所を調査し、早急に漏水対策を 実施しなければかんがい期に影響を 及ぼすことから、当該サイホンの施工 業者と随意契約を行った。(工事請負 契約の事務処理要領第5条第4項第三 号)	3,328,500	3,255,000	97.8%	_	漏水箇所を調査し、早急に漏水対 策を実施しなければかんがい期 に影響を及ぼすことから、当該サ イホンの施工業者と随意契約を 行った。	13	
漏水・濁度データ緊急監視 システム構築 (岐阜件下呂市金山町卯 野原6-27) 平成25年12月26日~平成 26年3月28日 電気工事	分任契約職 岩屋ダム 管理所長 笹 繁生 (岐阜県下呂市金山町 卯野原)	平成26年3月24日	(株)近藤インスツルメ ンツ (愛知県名古屋市中 区錦)	岩屋ダムにおけるダム河床集水堤A の浸透量及び濁度が要因不明の上昇 傾向を示し、ダム本体の安全性に関わ る重大な事項であることから、原因特 定のため、ボーリング調査を実施する 必要が生じたものである。(工事請負 契約の事務処理要領第5条第4項第 三号)	4,368,000	4,347,000	99.5%	-	岩屋ダムにおけるダム河床集水 堤Aの浸透量及び濁度が要因不明の上昇傾向を示し、ダム本体の安全性に関わる重大な事項であることから、原因特定のため、ボーリング調査を実施する必要が生じたものである。	13	

三重用水幹線水路北山第 1サイホン漏水対策工事 (三重県いなべ市大安町石 榑北山) 平成25年12月9日~平成 26年3月20日 土木一式工事	分任契約職 三重用水 管理所長 嶺木厚範 (三重県三重郡菰野町 菰野)	平成26年3月14日	(株)キタイセ (三重県いなべ市大 安町大井田)	当該業者は、工事場所の近傍地に会社を構え当該施設の地元に精通していること、また三重用水管理所発注の工事経験を有し機構業務に精通していることから、随意契約を行った。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	10,678,500	8,505,000	79.6%	1	当該業者は、工事場所の近傍地 に会社を構え当該施設の地元に 精通していること、また三重用水 管理所発注の工事経験を有し機 構業務に精通していることから、 随意契約を行った。	13	
世木ダム下流CCTV装置 応急復旧工事 (京都府南丹市日吉町天 若ユリ) 平成25年12月11日~平成 26年3月14日 電気工事	分任契約職 日吉ダム 管理所長 青山 太洋 (京都府南丹市日吉町)	平成26年3月12日	(株)アクアテルス 関 西支店 (滋賀県守山市水保 町)	落雷により世木ダム下流CCTV装置が 損傷し、同装置で撮影した映像は、平 常時はもとより出水時、渇水時の状況 把握に必要であり、同装置からの映像 が無ければ迅速かつ的確なダム操作 等が困難であり、早急な装置の機能回 復を図るため、同装置の点検業者を選 定して工事を実施するものである。(工 事請負契約の事務処理要領第5条第 4項第三号)	2,887,500	2,576,700	89.2%	-	落雷により世木ダム下流CCTV装置が損傷し、同装置で撮影した映像は、平常時はもとより出水時、 渇水時の状況把握に必要であり、同装置からの映像が無ければ迅速かつ的確なダム操作等が困難であり、早急な装置の機能回復を図るため、同装置の点検業者を選定して工事を実施するものである。	13	
	分任契約職 池田総合 管理所長 加納 茂紀 (徳島県三好市池田町)	平成26年3月13日	シンフォニアテクノロ ジー(株)四国営業所 (香川県高松市天神 前)	早明浦ダム自家用電気工作物年点検を実施した際に電源切替器に破損が発見された。破損箇所は予備発電設備からの母線を接続し切替器に固定している部分である。破損後は本体に母線が完全に固定されていない状態となっており、切替の衝撃により本体からはずれた場合、相間短絡によにといり、長時間の構内停電が発生し、ダム管理に多大な影響を与える恐れがある。当該業者は機器の納入業者であり、速やかな対応が可能である。(エ事員契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	3,747,600	3,132,000	83.6%	_	早明浦ダム自家用電電気工作物器に検を実施した際に電源切替器に破損が発見された。破損箇所は予備発電設備からの母線を接続し切替器に固定とないる部が完全に固定されていない状態となっており、切替の衝撃により本体からはずれた場や予備発電にあり、長時間電設備の構入停電が発生し、ダム管理に多大な影響を与える恐れがある。当該やかな対応の納入業者であり、速やかな対が可能である。	13	
(福岡県朝倉郡筑前町)	分任契約職 両筑平野 用水総合事業所長 仰 木文男 (福岡県朝倉市)	平成26年3月17日	三菱重工鉄構エンジニアリング(株)九州営業所(福岡県福岡市博多区)	本件は、平成24年度2回、平成25 年度3回の一般競争入札により公告したが、いずれも不調、不落により契約 締結に至らなかった。当該業者は、元施工者である三菱重工業(株)から水門設備部門を承継した業者で、これまでの本件の公告に対し、唯一の入札参加資格確定者及び入札参加者であり、今回施工範囲である部品の調達が可能な唯一の業者である。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第二号)	26,924,400	25,920,000	96.3%		本件は、平成24年度2回、平成25年度3回の一般競争入札により公告したが、いずれも不調、不落により契約締結に至らなかった。当該業者は、元施工者である三菱重工業(株)から水門設備部門を承継した業者で、これまでの入札参加資格確定者及び入札参加資格確定者及び入札参加者であり、今回施工範囲である部品の調達が可能な唯一の業者である。	13	

可児導水路施設機能診断業務 (岐阜県可児郡御嵩町) 平成26年2月10日~平成 26年3月31日 設計業務	分任契約職 愛知用水 総合管理所長 石村 忍 (愛知県愛知郡東郷町)		(株)葵エンジニアリン グ (愛知県名古屋市中 村区佐古前町)	可児導水路は、農業用水及び工業用 水を供給するための施設であるが、当 該導水路の管水路が埋設されている 道路測部擁壁から漏水が確認された ため、取水を停止したが、至急原因を 究明し、復旧する必要があるため、緊 急に契約をした。(工事請負契約の事 務処理要領第5条第4項第三号)	1,816,500	1,732,500	95.4%	-	可児導水路は、農業用水及び工 業用水を供給するための施設で あるが、当該導水路の管水路が 埋設されている道路測部擁壁から 漏水が確認されたため、取水を停 止したが、至急原因を究明し、復 旧する必要があるため、緊急に契 約をした。	13	
野原地内他)	分任契約職 岩屋ダム 管理所長 笹 繁生 (岐阜県下呂市金山町 卯野原)	平成26年3月7日	(株)西技計測コンサ ルタント (愛媛県伊予郡砥部	岩屋ダムにおけるダム河床集水堤A の浸透量及び濁度が要因不明の上昇 傾向を示し、ダム本体の安全性に関わ る重大な事項であることから、早急に 漏水及び濁度のデータ24時間監視シ ステムを構築する必要が生じたため (工事契約の事務処理要領第5条第4 項第三号)	10,710,000	10,542,000	98.4%	-	岩屋ダムにおけるダム河床集水 堤Aの浸透量及び濁度が要因不 明の上昇傾向を示し、ダム本体の 安全性に関わる重大な事項であ ることから、早急に漏水及び濁度 のデータ24時間監視システムを 構築する必要が生じたため。	13	

## 〔記載要領〕

- 1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
- 2. 本表は、平成22度に締結した契約のうち、平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
- 3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
- 4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
  - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
  - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
  - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
  - ・競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がない場合「16」
  - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
  - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
  - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

## 随意契約事由別 類型早見表

随意契約事由	類型区分							
競争性のない随意契約によらざるを得ない場合								
イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの								
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1							
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2							
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの								
(二)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの								
ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)								
八 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	6							
ニ その他								
(4)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7							
(ロ)電気、ガス若し〈は水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8							
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)								
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入								
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入								
(^)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12							